

令和5年6月 定例記者会見

と き 令和5年5月29日（月）
午前10時30分から
ところ 市役所 201、202、203 会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 とびっくす
- 3 6月定例議会提出案件について
- 4 質疑
- 5 その他

犬 山 市

目 次

1	とびっくす		1
2	6月定例議会日程（案）		7
3	提出案件一覧		8
4	条例案件等		1 1
5	令和5年度6月補正予算について		3 1
6	令和5年8月末までの主な行催事		4 9

生成 AI の試行運用を開始します

◆概要

AI 技術の発展に伴い、対話型人工知能による生成 AI がインターネット上で誰もが使用できるようになってきて、メディア等でも取り上げられています。

犬山市においても、こうした最新技術が今後の業務効率化に活かせるか検討を進めるにあたり、生成 AI への理解を深めることを目的として、利用ルールを定め試行運用を行います。

◆使用する生成 AI

有料版「ChatGPT」と同じプログラムを搭載している、マイクロソフトが提供する対話型 AI「Bing」（ビング）を使用します。「Bing」は出力結果に出典元をつけて回答してくれるため、結果の真偽や著作権等について「ChatGPT」よりも調査しやすいという理由で、試行運用で使用することにしました。

◆利用ルール

- ・利用者及び利用目的を指定の台帳に記入すること
- ・犬山市情報セキュリティポリシーを遵守すること
- ・内容の真偽、著作権等を確認し、出力結果をそのまま利用しないこと
- ・個人情報や機密情報の入力とは原則禁止とする
- ・私物のパソコンやスマホでの業務利用は禁止する 等

◆試行運用方法

- ・令和 5 年 6 月 1 日から 7 月 31 日までを予定
- ・業務用ネットワーク（L G W A N）から切り離されている専用 PC で利用する（本庁及び出先の一部の合計 22 台）
- ・希望する全職員が利用可

※試行運用期間の終了後、実施効果の検証を行い、希望職員については自席 PC での使用を認める予定。

◆想定する用途

専門的内容の文書作成や各種調査・要約等の参考資料として使用する。
（結果はそのまま使用しない）

未就学児の給食費を無料化します

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける未就学児を持つ子育て世帯の経済的支援として、令和5年9月から令和6年3月までの7ヶ月間、給食が提供される未就学児と、弁当持参にて保育所等（市内・市外は問わない）に通っている市内在住の未就学児に範囲を拡充して給食費を無料化します。

◆未就学児給食費無料化の概要

① 内容

1. 市内在住の乳幼児の保護者が支払う、保育所等（※）の給食費を無料とする。
2. 以下の事情により、弁当持参で登園する児童の保護者に対する給食費相当額を補助する。
 - ・アレルギー等の事情により、保育所等が提供する給食の全部または一部を食べることができない。
 - ・給食提供未実施の保育所等に通っている。

新たに拡充

※保育所等

公立保育所（子ども未来園）、民間保育所、犬山幼稚園、私立幼稚園、認可外保育施設

② 無料化期間

令和5年9月～令和6年3月（7ヶ月間）

③ 対象者

犬山市内在住で、給食が提供される、または弁当持参にて保育所等に通っている市内在住の未就学児（通園先の市内・市外は問わない）。

④ 無料化の対象人数、費用

乳児（0歳児～2歳児）	378人	8,071,000円
幼児（3歳児～5歳児）	1,214人	45,781,400円

計	1,592人	53,852,400円
---	--------	-------------

↓次ページへ続く

※参考：公立保育所一人当たり月額給食費	乳児	月額	2,900円
	幼児	月額	5,400円
犬山幼稚園一人当たり月額給食費	幼児	月額	4,000円

◆手続きについて

- ① 公立保育所（子ども未来園）、民間保育所、犬山幼稚園、私立幼稚園に通う乳幼児
→手続き不要
- ② アレルギー等の事情により、給食の提供を受けない（弁当持参）乳幼児
→手続き必要 ※犬山市へ申請
- ③ 認可外保育施設に通う乳幼児
→手続き必要 ※犬山市へ申請

◆今後のスケジュール

令和5年7月	制度の周知
8月	各民間施設へ給食費無料相当額を補助金として支出
9月	給食費無料実施（令和6年3月まで）

※認可外保育施設について（7月以降）

市が把握している施設に対し、制度内容を案内し、保護者への補助または償還払いとなる旨を文書にてお知らせする。市が把握していない施設に通う児童も想定されるため、市ホームページ、SNS、広報紙への掲載等にて周知を行う。

◆事業費及び財源

- ・無料化に伴う歳入の減額分及び補助金等歳出事業費の合計
53,893千円
- ・財源
国庫補助金を全額充当
(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用)

城 下 トンネルの改 修 工 事 を 行 い ま す

令和4年9月にトンネル内の側壁部の岩盤が剥離落下したことに伴い通行止め規制を続けている城下トンネルについて、今年度改修工事を実施し、通行止め規制の解除を行います。

◆改修工事について

- 補正予算要求を行う理由

城下トンネルは、生活道路として多くの交通を担っているほか、犬山中学校の通学路にも指定されており、早期の通行止め規制の解除が望まれているため。

- 工事の内容

令和4年度に実施したトンネル周辺の岩盤調査結果に基づき、トンネル内部の改修（PCL工法）を行います。

※PCL工法：プレキャスト製コンクリートアーチを組立て、トンネルの補修及び補強を行う工法

- スケジュール

令和5年7月上旬	工事発注
8月中旬	受注者決定
9月中旬	工事着手
令和6年2月中旬	工事完了（予定）

- 事業費について

歳出予算：90,200千円

うち28,451千円については、トンネル長寿命化修繕計画に基づく個別施設補助（国庫補助金）を活用。残りの61,749千円は市費。

※令和4年度に本改修工事の国庫補助金を申請し認められ、国庫補助金の充当が可能となった。

上水道の基本料金を 8 ヶ月間無料にします

物価高騰に直面する生活者・事業者の負担軽減の支援策として、水道料金の基本料金を 7 月検針分から 8 ヶ月間無料とします。

◆上水道の基本料金無料について

① 無料期間

令和 5 年度 第 3 期～第 6 期分（8 ヶ月間）

・羽黒 楽田 城東 池野地区

7 月下旬検針～1 月下旬検針まで

・犬山 上野 木津 橋爪 五郎丸地区等

8 月下旬検針～2 月下旬検針まで

② 無料化の対象者・費用

犬山市の水道を利用している世帯及び事業者：約 29,000 件

無料化する総額費用：124,489 千円 ※官公庁は対象にしない

【1 件あたりの費用】

・家事用基本料金 8 か月間 4,004 円（1 期 1,001 円×4 期分）

・業務用基本料金 8 か月間 5,060 円（1 期 1,265 円×4 期分）

③ 手続きについて

手続きは必要なし

④ スケジュール

令和 5 年 6 月 水道料金システム等の改修など

7 月 制度の周知、基本料金無料化期間の検針開始

⑤ 財源

国庫補助金を充当

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用）

↓次ページへ続く

⑥ 周知方法

基本料金無料のお知らせを、以下にて行います。

- ・ 検針票への記載
- ・ 広報犬山（7月号）
- ・ 市公式ホームページ
- ・ 市公式SNS
- ・ 初回検針時に案内文を対象世帯、事業者へ全戸投函

2 6月定例議会日程（案）

議会期間 25日間（6月2日(金)～26日(月)）

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	6 . 2	金	午前 1 0 時	○再 開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明
第 2 日	3	ⓧ		○休 会
第 3 日	4	ⓧ		○休 会
第 4 日	5	月		○精 読
第 5 日	6	火		○精 読
第 6 日	7	水		○精 読
第 7 日	8	木	午前 1 0 時	○一般質問
第 8 日	9	金	午前 1 0 時	○一般質問
第 9 日	1 0	ⓧ		○休 会
第 1 0 日	1 1	ⓧ		○休 会
第 1 1 日	1 2	月	午前 1 0 時	○一般質問
第 1 2 日	1 3	火	午前 1 0 時	○一般質問
第 1 3 日	1 4	水		○休 会
第 1 4 日	1 5	木	午前 1 0 時	○議案質疑
第 1 5 日	1 6	金	午前 1 0 時	○議案質疑 ○委員会付託
第 1 6 日	1 7	ⓧ		○休 会
第 1 7 日	1 8	ⓧ		○休 会
第 1 8 日	1 9	月		○全員協議会
第 1 9 日	2 0	火		○部門委員会
第 2 0 日	2 1	水		○部門委員会
第 2 1 日	2 2	木		○部門委員会
第 2 2 日	2 3	金		○休 会
第 2 3 日	2 4	ⓧ		○休 会
第 2 4 日	2 5	ⓧ		○休 会
第 2 5 日	2 6	月	午前 1 0 時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

3 提出案件一覧

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	9 (一部改正 9)
2 単 行	3
3 人 事	1 1
4 補正予算	3 (一般会計 2、企業会計 1)
5 諮 問	3
6 報 告	6
計	3 5

令和 5 年 6 月 定例議会 提出議案一覧表

令和 5 年 6 月 2 日

第 5 6 号議案	犬山市役所出張所条例の一部改正について
第 5 7 号議案	犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
第 5 8 号議案	犬山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第 5 9 号議案	犬山市税条例の一部改正について
第 6 0 号議案	犬山市立幼稚園条例の一部改正について
第 6 1 号議案	犬山市青少年問題協議会条例等の一部改正について
第 6 2 号議案	犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 6 3 号議案	犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 6 4 号議案	犬山市火災予防条例の一部改正について
第 6 5 号議案	市道路線の廃止について
第 6 6 号議案	市道路線の認定について
第 6 7 号議案	尾張北部環境組合規約の変更について
第 6 8 号議案	犬山市公平委員会委員の選任について
第 6 9 号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第 7 0 号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第 7 1 号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第 7 2 号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第 7 3 号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第 7 4 号議案	犬山市農業委員会委員の任命について

第 7 5 号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第 7 6 号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第 7 7 号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第 7 8 号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第 7 9 号議案	令和 5 年度犬山市一般会計補正予算（第 4 号）
第 8 0 号議案	令和 5 年度犬山市一般会計補正予算（第 5 号）
第 8 1 号議案	令和 5 年度犬山市水道事業会計補正予算（第 1 号）
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について
諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦について
報告第 1 号	令和 4 年度犬山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
報告第 2 号	令和 4 年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計予算繰越計算書について
報告第 3 号	令和 4 年度犬山市水道事業会計予算繰越計算書について
報告第 4 号	令和 4 年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第 5 号	令和 4 年度犬山市土地開発公社決算について
報告第 6 号	令和 5 年度犬山市土地開発公社事業計画、予算等について

4 条例案件等

市民部 市民課

《一部改正》	
○ 犬山市役所出張所条例の一部改正について（第 5 6 号議案）	
【趣旨】 移転新設する楽田出張所の供用を開始するため、条例の一部を改正するもの。	
【内容】 楽田出張所の所在地を下記のように改める。	
改正前	犬山市字若宮 8 0 番地 4
	↓
改正後	犬山市字外屋敷 5 9 番地 1（楽田ふれあいセンター内）
【今後の予定】	
令和 5 年 5 月 3 1 日	移転工事完了
6 月 1 日～7 月 3 0 日	備品購入・搬入等
7 月 2 8 日（業務終了後）	現楽田出張所閉鎖
7 月 3 1 日	新楽田出張所オープン
【施行日】	
令和 5 年 7 月 3 1 日	

《一部改正》

- 犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（第５７号議案）

【趣旨】

生活保護の実施に準じて行う外国人の保護に関する事務に個人番号を利用するため条例の一部を改正するもの。

【内容】

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の改正により、令和６年３月から「マイナンバーを利用した生活保護の医療扶助に係る資格確認」にオンラインによる方法が導入されることに伴い、同法に準じて保護を行う外国人についても同様の取扱いとするため、市が条例により独自に定めるマイナンバーの利用ができる事務として新たに加える。

※ 生活保護の医療扶助…生活保護受給者に対する医療の提供

【効果】

- ・マイナンバーを利用することで、確実な資格確認及び本人確認ができる。
- ・マイナンバーカードの所有者については、現在、紙で発行している医療券を発行する必要がなくなり、発行や送付等に係る事務負担が軽減される。

【その他】

生活保護法に準じて保護を行っている外国人については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）別表第１において、マイナンバーを利用することができる事務の範囲に含まれていないため、本条例において定める必要がある。

【施行日】

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和３年法律第６６号）附則第１条第６号の政令で定める日（「マイナンバーを利用した生活保護の医療扶助に係る資格確認」に係る生活保護法の改正の施行の日）

《一部改正》

○ 犬山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（第 58 号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）

【内容】

①印鑑登録証明書のコンビニ交付について、これまでのマイナンバーカードに記録された利用者証明用電子証明書による申請に加え、移動端末設備（スマートフォン）に記録される利用者証明用電子証明書による申請を可能とする。

②印鑑登録証明書の窓口交付について、身分証明書の提示により本人確認ができる場合は、印鑑登録証の添付を省略させることができることとする。

【効果】

①マイナンバーカード所持者の利便性が向上することから、マイナンバーカードの普及促進につながる。

②印鑑登録証明書の交付申請者の負担が軽減される。

【施行日】

①公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日

②令和 5 年 7 月 1 日

《一部改正》

○ 犬山市税条例の一部改正について（第 59 号議案）

【趣旨】

地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

【内容】

1. 軽自動車税関係

(1) グリーン化特例の適用期間延長（附則第 16 条関連）

軽自動車（新車に限る。）の燃費性能等に応じて、取得した翌年度分の軽自動車税（種別割）を軽減するグリーン化特例の適用期限を令和 5 年 3 月 31 日から次のとおり 3 年間又は 2 年間延長するもの。

適用対象車	特例割合	適用期限
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車	75%軽減	令和 8 年 3 月 31 日
2030 年度基準 90%達成※ （営業用乗用車のみ）	50%軽減	
2030 年度基準 70%達成※ （営業用乗用車のみ）	25%軽減	令和 7 年 3 月 31 日

※上記に加え、一定の排出ガス性能及び 2020 年度燃費基準達成が必要
＜影響額等＞

令和 5 年度当初課税においては、75%軽減対象車が 37 台（乗用・家用）のため、減収額は、299,700 円。

(2) 特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う対応（第 75 条関連）

令和 5 年 7 月 1 日から新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車」（電動キックボード等）が定義されることに伴い、現在のミニカー区分から特定小型原動機付自転車に該当するものを除外するもの。

なお、特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率は、原動機付自転車第 1 種（50cc 以下）と同じ 2,000 円（令和 6 年度から課税）。

（次ページにつづく）

(3) 燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化（附則第15条の2、附則第16条の2関連）

メーカーの不正により生じた環境性能割及び種別割の納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%へ引き上げるもの。

2. 固定資産税関係

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設（わがまち特例）（附則第10条の2関連）

※わがまち特例は、税額算出のための課税標準額を軽減する措置で、評価額（＝本来の課税標準額）に乗じる特例割合を各自治体の自主判断で定めるもの。

マンションの管理組合が作成した「マンションの管理に関する計画」が県知事に認定されたマンションなど一定の要件を満たすマンションのうち、長寿命化を目的とした大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、工事完了の翌年度分の建物に係る固定資産税額を1/3（参酌基準）に減額するもの。

<影響額等>

1戸当たりの居住面積80㎡、戸数150戸のマンションの場合の減収見込額：約900万円

※県内他市の特例割合の制定予定状況

1/3（参酌基準）：36市（犬山市含む。）、未定：2市

3. 市民税関係

森林環境税導入に伴う改正（第32条の9、第36条、第39条、第41条、第44条、第44条の2、第44条の6関連）

令和6年度から新たに森林環境税（国税）を個人市民税と併せて徴収するため、その徴収方法、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加する等の必要な改正を行うもの。

<参考>

森林環境税の額：1人あたり年額1,000円

【施行日】

公布の日

ただし、1の(2)は令和5年7月1日、1の(3)と3は令和6年1月1日

《一部改正》

○ 犬山市立幼稚園条例の一部改正について（第60号議案）

【趣旨】

・犬山市立幼稚園の夏休み等長期休業において、預かり保育を実施するため、条例の一部を改正するもの。

※市立幼稚園は犬山幼稚園のみ。

・字句修正により一部を改正するもの。

【内容】

・令和5年度の夏休みより、市立幼稚園において預かり保育を実施するため、条例上の定義を改める。

改正前 幼児教育の実施に係る教育時間の終了後における保育

↓

改正後 幼児教育の実施時間外における保育

【実施時間】

区分	実施時間
通常の保育実施日	<u>午後2時</u> から午後5時まで
夏休み等長期休業（今回の改正により新たに開始）	<u>午前9時</u> から午後5時まで

参考 令和5年度 夏休み等長期休業における預かり保育実施日

夏休み：令和5年7月18日から8月31日

冬休み：令和5年12月25日から令和6年1月6日

春休み：令和6年3月25日から3月31日

※土、日、祝日、年末年始、お盆期間を除く

【目的】

市立幼稚園在園における、就労する保護者の増加に伴う預かり保育のニーズに応え、保護者の利便性の向上を図ることを目的とする。

【預かり保育実施に伴う予算計上額】

歳入

・犬山幼稚園預かり保育利用料 486千円

$$\left[\begin{array}{l} 3歳児 : 180円/H \times 4人 \times 312H = 224,640円 \\ 4・5歳児 : 140円/H \times 6人 \times 312H = 262,080円 \end{array} \right]$$

・犬山幼稚園おやつ代 20千円

(50円／回×10人×39日＝19,500円)

(次ページにつづく)

歳出

・賄材料費（預かり保育おやつ代） 20千円

(50円／回×10名×39日＝19,500円)

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市青少年問題協議会条例等の一部改正について（第 6 1 号議案）

【趣旨】

附属機関の会議の招集に係る特例の創設等のため、下記条例の一部を改正するもの。

【改正する条例】

条番号	条例名
第 1 条	犬山市青少年問題協議会条例
第 2 条	犬山市都市計画審議会条例
第 3 条	犬山市環境基本条例
第 4 条	犬山市子ども・子育て会議条例
第 5 条	犬山市行政不服審査法施行条例

【内容】

附属機関の会議の招集について、会長など本来の招集権者が在任しない場合の特例として、代わりに市長が会議を招集する旨の規定を追加するもの。

【現状】

附属機関の委員としての委嘱後初の会議においては、会議の招集権者である会長などが在任しない（※）ため、運用上、市長がその招集を行っている。

※ 会議の招集権者である会長などは、最初の会議において委員の互選により定められるため。

【効果】

現状の運用について、条例上の根拠を持ってこれを行うことができる。

【その他】

同種の条例及び規則との表現の統一を図るため、字句修正等所要の改正を併せて行う。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第 6 2 号議案）

【趣旨】

国が定める基準（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）

【内容】

- ・令和 5 年 4 月 1 日に内閣府の外局として「こども家庭庁」が設置されたことにより、「特定教育・保育」及び「特定地域型保育」に係る取扱方針の所管が変更されたことに対応するもの。

改正前 厚生労働大臣



改正後 内閣総理大臣

- ・学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の改正に伴う項ずれに対応するもの。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第63号議案）

【趣旨】

国が定める基準（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

- ※1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）

【内容】

- ①各条例に基づく事業の実施に係る安全計画について、当該事業の実施者が策定することを義務付ける規定を設ける。
②野外での活動等自動車による移動を行う場合において、自動車の乗り降りの際に点呼等の方法により子どもの所在を確認することを義務付ける規定を設ける。
③感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために、職員に対し研修及び訓練を定期的に実施する旨の努力義務規定を設ける。

※事業の実施者について…

家庭的保育事業等：市内に事業を実施する事業者なし。

放課後児童健全育成事業（いわゆる児童クラブ）：市

※②について、自動車による移動を行うケースなし。

【施行日】

公布の日（一部令和6年3月31日までの猶予措置あり）

《一部改正》

○ 犬山市火災予防条例の一部改正について（第64号議案）

【趣旨】

国が定める基準（※）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）

【内容】

①急速充電設備に関する改正

- ・急速充電設備の定義について、コネクタを用いて充電するものであることとし、全出力200キロワットを超えるものについても対象とする。
- ・分離型の急速充電設に係る取扱いを明文化する。
- ・手動緊急停止装置を設ける箇所を限定し、安全対策を強化する。

②喫煙所等に関する改正

- ・「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する「喫煙専用室標識」が設置されている場合は、設置しなくてもよいこととする。
- ・「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と合わせて図記号を設ける場合について、従来の図記号（別表第7）を廃止し、ISO、JIS規格に適合するものとする。

【現状】

①について

全出力200キロワットを超える急速充電設備は、変電設備とみなされることから原則として関係者などの特定の者しか扱えないため、電気自動車の運転手が充電できない。

【効果】

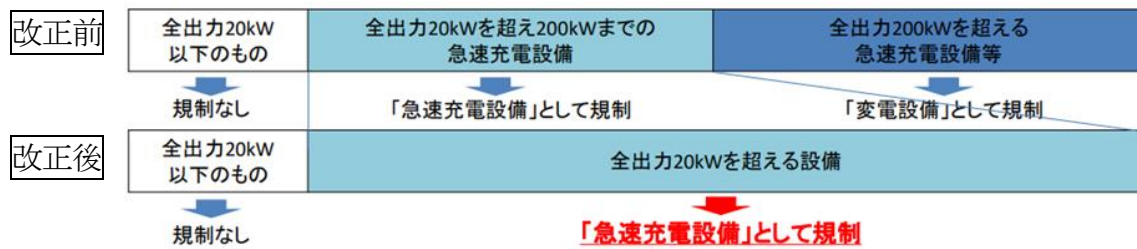
①について

- ・全出力200キロワットを超える急速充電設備についても運転手自ら電気自動車を充電することができるため、充電時間が短縮できる。
- ・大型電動車、電動バスや電動トラックの普及拡大に寄与する。

（次ページにつづく）

【補足】

①について



※市内 普通充電設備：8か所

急速充電設備：3か所

→ 全出力200キロワットを超える急速充電設備はない

②について

(標識)

喫煙専用室に関する標識	喫煙所である旨の標識
 喫煙専用室 Designated smoking room	 喫煙所

(図記号)

表示の種類	新様式 (改正後)	旧様式 (改正前)
禁煙である旨の表示	JIS Z8210  ISO 7010 	
火気厳禁である旨の表示	JIS Z8210  ISO 7010 	
喫煙所である旨の表示	JIS Z8210  ISO 700 	

【施行日】

①令和5年10月1日

②公布の日

《一部改正》

○ 尾張北部環境組合規約の変更について（第67号議案）

【趣旨】

新ごみ処理施設の建設に伴い、令和6年度から実施する「地域振興事業」及び「地元協力金」に要する経費の負担方法について、新たに定めるもの。

【内容】

- ・地域振興事業の負担方法は、施設の設置に要する費用と同様の負担方法とし、「均等割：100分の15 人口割：100分の85」とする。
 - ・地元協力金の負担方法は、施設の管理に要する経費と同様の負担方法とし、「当該年度の前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のごみ投入量割」とする。
- ※ごみ投入量の実績値が確定するまでの間は、人口割とする。

【効果】

- ・新ごみ処理施設の地元に対し、公民館改修などの地域振興事業の実施や地元協力金を交付することにより、施設建設に伴う実施区域周辺の環境整備や、施設の円滑な管理、運営を行うことができる。

【施行日】

- ・令和5年8月1日

《公平委員会委員》

○ 犬山市公平委員会委員の選任について（第68号議案）

【趣旨】

犬山市公平委員会委員の任期満了に伴い、後任者を選任するに当たり、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【内容】

令和5年7月4日任期満了に伴う後任者

氏 名 眞野 健二（まの けんじ）

生年月日 昭和43年12月7日（54歳）

任 期 任命の日から4年間

【その他】

平成27年7月5日から現職を委嘱

《犬山市農業委員会委員》

○ 犬山市農業委員会委員の任命について（議案第69号から第78号まで）

【趣旨】

犬山市農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となるため、委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【内容】

委員として、

第69号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 河村 修（かわむら おさむ）

生年月日 ■

第70号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 斉木 一吉（さいき かずよし）

生年月日 ■

第71号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 安田 勝明（やすだ かつあき）

生年月日 ■

第72号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 宮島 直也（みやじま なおや）

生年月日 ■

第73号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 田中 幸子（たなか さちこ）

生年月日 ■

（次ページにつづく）

第74号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 小川 豊 (おがわ ゆたか)

生年月日 ■

第75号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 宮田 孝 (みやだ こう)

生年月日 ■

第76号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 田中 隆 (たなか たかし)

生年月日 ■

第77号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 齋藤 ゆみ (さいとう ゆみ)

生年月日 ■

第78号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 宮地 勝則 (みやち かつのり)

生年月日 ■

新たな委員の任期については、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間です。対象者の経歴等は、別添資料「犬山市農業委員会委員候補者一覧表」をご参照ください。

【その他】

今回、委員（定数10名）を募集した結果、候補者10名のうち認定農業者3名、認定農業者等に準ずる者（認定就農者である法人の業務を執行する役員）1名となりました。農業委員会委員の任命にあたり認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合として、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号に基づき、委員の4分の1（2.5人）を確保し任命するものです。

(次ページにつづく)

なお、これまでありました過半数要件の例外規定の適用についての議会同意は、令和4年4月1日施行の農業委員会等に関する法律施行規則第2条の改正により廃止されました。

＜認定農業者とは＞

農業経営基盤強化促進法に基づき、職業として意欲的に農業に取り組んでいる農業者や農業法人で、市が定める基準を満たし、市から認定された農業者のことです。

(認定農業者の主な基準)

年間農業所得	概ね300万円
年間労働時間	概ね1,800時間

＜認定農業者等に準ずる者とは＞

農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イ～ヌに掲げられる者で、

- | |
|---|
| イ 認定農業者等（認定農業者及び認定農業者である法人の業務を執行する役員又は使用人）であった者 |
| ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族 |
| ハ 認定就農者である個人 |
| ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人 |

等の者のことです。

《人権擁護委員》

○ 人権擁護委員の推薦について（諮問第1～3号）

【趣旨】

人権擁護委員の上島洋子委員の退任（令和5年3月31日付）及び玉置純二委員、高木浩行委員の任期満了（令和5年9月30日）に伴い、「中島美佐子」氏、「玉置純二」氏、「野村秀夫」氏を推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるもの。

【内容】

新任者として

住 所 ■

氏 名 中島 美佐子（なかしま みさこ）

生年月日 ■

再任者として、

住 所 ■

氏 名 玉置 純二（たまき じゅんじ）

生年月日 ■

新任者として、

住 所 ■

氏 名 野村 秀夫（のむら ひでお）

生年月日 ■

委員の任期については委嘱の日から3年間となります。

犬山市農業委員会委員候補者一覧表

全員協議会用資料

推薦を受けた者及び応募した者										推薦者								
通番	推薦 応募の 別	氏名	職業	性別	年齢	経歴	農業経営の状況	推薦を承諾した理由又は 動機/応募理由又は動機	認定農業 者等の該 当状況	農地利用 最適化推 進委員候 補者とし ての推薦・ 応募の有無	氏名	性別	年齢	組織の名称 代表者氏名	構成員 の数	法人又は団体の組織の 目的	構成員たる資格その他 法人又は団体の性格を 明らかにする事項	推薦する理由
1	団体 推薦	河村 修	農業	男	■	■	■	平成26年に定年退職し、 その後専業農家として農 作業に従事していること から。	無	無				荒井農事組 合 代表者 河村 昇司	5	組合員の農業生産につ いての協業を図ること により共同の利益増進す ること。	犬山市楽田荒井地区に 在住し、農業に携わる 者。	農業に熱心で意欲的に取 り組んでおり、かつ、地域 の事業に精通している方 であるため。
2	団体 推薦	斉木 一吉	農業	男	■	■	■	各地区の農事組合から推 薦を受けた為、地域農業 の振興に貢献したい。	無	無				朝日第一農 事組合 代表者 青山 克博	21	農業生産力の増進と農 業者の経済的地位等の 向上。	犬山市に在住し農業に 携わる者。	被推薦者は経営面積畑 12aを有し、農業に関して 幅広い知識と経験があり、 地域において信頼を得て いる。
3	団体 推薦	安田 勝明	農業	男	■	■	■	地域農業の課題と発展に 取り組みたい。	有	無				塔野地区長 亀井 明	861	塔野地区居住者の親睦 及び生活環境の向上発 展を図る。	塔野地区内の居住者の 世帯で構成。	農業に熱心に取り組んで おり、地域をよく知り、地域 農業の振興に寄与するこ とができる最適の人物とし て推薦します。
4	団体 推薦	宮島 直也	農業	男	■	■	■	地域農業の振興に貢献 するため。	有	無				入鹿農事組 合 代表者 宮島 和良	40	農業生産力の増進と農 業者の経済的地位等の 向上。	犬山市に在住し農業に 携わる者。	有機農法で稲作や野菜栽 培を志し、若くして農業を 起業し、認定農業者とし て、これからの地域と犬山 の農政に大きく寄与してく れる。
5	団体 推薦	田中 幸子	行政書士	女	■	■	■	行政書士としての経験を 生かして、地域の農業の 推進をしていくため承諾 しました。	無	無				愛知県行政 書士会尾北 支部 支部長 高田 大覚	99	支部規則のとおり ※支部規則第3条(目 的)この支部は、会則第 59条(設置等・本会の円 滑な運営を図り、かつ、 本会と会員との連絡を 密にするため、支部を 設ける)に定める目的及 び支部の目的達成のた め、必要な事業を行う。	支部規則のとおり ※支部規則第1条(名 称及び組織)この支部 は、愛知県行政書士会 尾北支部(以下「支部」 という)と称し、別表に掲 げる区域内に事務所を 有する会員(行政書士 会及び行政書士法人) をもって、組織する。	これまでの行政書士とし ての法律の知識を幅広く 持っており、農業委員会 の中立委員にふさわしい人 物として、推薦します。

犬山市農業委員会委員候補者一覧表

全員協議会用資料

推薦を受けた者及び応募した者											推薦者								
通番	推薦応募の別	氏名	職業	性別	年齢	経歴	農業経営の状況	推薦を承諾した理由又は動機/応募理由又は動機	認定農業者等の該当状況	農地利用最適化推進委員候補者としての推薦・応募の有無	氏名	性別	年齢	組織の名称 代表者氏名	構成員 の数	法人又は団体の組織の 目的	構成員たる資格その他法人又は団体の性格を 明らかにする事項	推薦する理由	
6	団体推薦	小川 豊	農業	男	■	■	■	農地保全と地域農業発展の支援を手伝うことができればと考えています。	無	無				入鹿用水土地改良区 理事長 宮田 成紀	2,831	かんがい用水の配水運用および入鹿池、農業用水路施設の維持管理。	犬山市、小牧市、大口町、扶桑町の受益地内で稲作に従事する農家で構成された団体。	当改良区理事を務め、地域農業や水利事情に精通しており、土地改良事業に多大な貢献をしている。	
7	団体推薦	宮田 孝	農業	男	■	■	■	地区農事組合の推薦を受け、農業の維持、発展に貢献し、又、農事組合員として見識を高めればよいと思い承諾しました。	無	無				五郎丸南農事組合 代表者 渡辺 幸夫	39	農業生産力の増進と農業者の経済的地位等の向上。	犬山市五郎丸地区に在住し農業に携わる者。	農業を営んでおり適任である。	
8	団体推薦	田中 隆	農業	男	■	■	■	推薦を受けましたので、これまでの農業経験等を生かし、農業委員会が取り組む活動に貢献する思いで承諾した。	有	無				犬農会 会長 長瀬 和正	14	犬農会規約のとおり ※規約第2条(目的)この会は、農業経営・技術の向上及び犬山市の農業振興に寄与するとともに、会員の親睦を図ることを目的とする。	犬農会規約のとおり ※規約第3条(組織)この会の会員は、前項の目的に賛同する者をもって組織する。	農業委員の要件として求められている認定農業者であり、候補者として相応しい者であることから推薦する。	
9	団体推薦	齋藤 ゆみ	会社役員 兼農業	女	■	■	■	犬山の農業を盛り上げたい。農業を持続可能にする為の問題解決など、お役に立てることができればと思い、承諾しました。	有	無				(株)コトモファーム 代表取締役 齋藤 秀一	3	農産物の生産、加工、販売、農産物を原料とする商品の製造、販売などの事業を営むことを目的とする。	株主。	国が農業委員会における女性参画の推進を目指していると知り、女性農業者として経験も十分にあり、犬山の農業の発展に向けて意欲を持っていることから推薦する。	
10	団体推薦	宮地 勝則	団体役員	男	■	■	■	農地の適正な管理を通じ、地域農業の健全な維持及び振興に寄与したい。	無	無				愛知北農業協同組合 代表理事組合長 大藪 泉	26,573	地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協働して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。	1年のうち60日以上農業に従事する個人であって、その住所がこの組合の地区内にあるもの等。	被推薦者は犬山市の農業振興発展のためにご尽力いただける方で、当組合の次期理事候補者でもあることから推薦いたします。	

5 令和5年度6月補正予算について

○ 予算規模

総予算（企業会計を含む）

4億7,500万1千円を増額補正

補正後予算額 → 481億8,061万8千円
（補正予算前予算と比較して0.99%の増）

一般会計

4億7,390万3千円を増額補正

内訳：第4号 1億5,078万4千円を増額補正

第5号 3億2,311万9千円を増額補正

補正後予算額 → 279億1,083万円
（補正予算前予算と比較して1.72%の増）

特別会計

補正なし

企業会計

109万8千円を増額補正

内訳：第1号 109万8千円を増額補正

補正後予算額 → 57億5,829万4千円
（補正予算前予算と比較して0.019%の増）

令和5年6月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名		当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額		補正後の 予算額
				第4号	第5号	
一般会計		28,175,686	27,436,927	150,784	323,119	27,910,830
特別会計	国民健康保険特別会計	6,867,382	6,867,382			6,867,382
	犬山城費特別会計	244,848	244,848			244,848
	木曽川うかい事業費特別会計	61,207	61,207			61,207
	介護保険特別会計	5,832,872	5,832,872			5,832,872
	後期高齢者医療特別会計	1,505,185	1,505,185			1,505,185
	小計	14,511,494	14,511,494			14,511,494
企業会計	水道事業会計	2,009,055	2,009,055	1,098		2,010,153
	下水道事業会計	3,748,141	3,748,141			3,748,141
	小計	5,757,196	5,757,196	1,098		5,758,294
合計		48,444,376	47,705,617	151,882	323,119	48,180,618

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

◎ 一般会計補正予算（第4号）に計上した事業

教育部 子ども未来課

《一般会計》

○ 未就学児給食費無料化事業

(保育所総務事務・民間保育所運営補助・保育施設等利用料扶助・幼児教育補助)

補正予算要求額 (歳入) △30,222千円

(歳出) 23,671千円

【事業目的】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける未就学児を持つ子育て世帯への経済的支援を実施。

【事業内容】

(1) 市内在住の乳幼児の保護者が支払う、保育所等(※)の給食費を無料とする。

(2) 以下の事情により、弁当持参で登園する児童の保護者に対する給食費相当額を補助する。

①アレルギー等の事情により、保育所等が提供する給食の全部または一部を食べることができない。

②給食提供未実施の保育所等に通っている。

※保育所等：公立保育所(子ども未来園)、民間保育所、犬山幼稚園、私立幼稚園、認可外保育施設

・無料化期間

令和5年9月～令和6年3月(7か月間)

・対象者

犬山市内在住であること
給食が提供される、または弁当持参にて保育所等に通っている
(市内・市外は問わない)

・対象・金額

乳児(0歳児～2歳児)	378人	8,071,000円
幼児(3歳児～5歳児)	1,214人	45,781,400円
計	1,592人	53,852,400円

※参考：公立保育所一人当たり月額給食費

乳児	月額	2,900円
幼児	月額	5,400円

犬山幼稚園一人当たり月額給食費

幼児	月額	4,000円
----	----	--------

(次ページに続く)

【無料化手続き】

- ・公立保育所（子ども未来園）、民間保育所、犬山幼稚園、私立幼稚園に通う乳幼児の保護者は、手続き不要
- ・アレルギー等の事情により、給食の提供を受けない（弁当持参）乳幼児の保護者は、手続き必要（市へ申請）
- ・認可外保育施設に通う乳幼児の保護者は、手続き必要（市へ申請）

【今後のスケジュール】

令和5年7月	制度の周知
8月	各民間施設へ給食費無料相当額を補助金として支出
9月	給食費無料実施（令和6年3月まで）

※認可外保育施設（7月以降）

市が把握している施設に対し、制度内容を案内し、保護者への補助または償還払いとなる旨を文書にてお知らせ。

市が把握していない施設に通う児童も想定されるため、市ホームページ、SNS、広報掲載にて周知

【要求額の積算内容】**《歳入》**

・保育園運営費保護者負担金（保育料）	△7,308千円
※保育料のうち、給食費相当額	
・3歳以上児保育園給食費徴収金	△21,962千円
・犬山幼稚園給食費	△952千円
合 計	△30,222千円 ①

《歳出》

・保育所等給食費補助金	770千円
・民間保育所給食費補助金（施設への補助金）	2,420千円
・物価高騰対応認可外保育施設利用等扶助費	1,050千円
・私立幼稚園給食費補助金（施設への補助金）	19,392千円
・事務費（消耗品費・通信運搬費）	39千円
合 計	23,671千円 ②

※ ①+②（歳入の減額分及び歳出事業費合計額） 53,893千円

※ 財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

《一般会計》

○ 民間保育所給食費軽減対策支援事業（民間保育所運営補助）

補正予算要求額 1, 526 千円

【事業目的】

物価高騰の影響を受けながらも、保育サービスの安定的な提供を継続している民間保育所に対する、給食に関する負担軽減を図り支援することを目的とする。

本事業は、愛知県において、令和5年5月臨時議会にて提案されたことに伴い、本市においても速やかに補正予算を計上し対応するもの。

【事業内容】

市内在住の乳幼児が通う民間保育所における給食の食材料費の物価高騰分の負担を、事業者に対し支援する。

○補助対象施設

民間保育所（市内2施設：白帝保育園・犬山さくら保育園）

※私立幼稚園、認可外保育施設は、県から直接補助されるため対象外

○補助対象期間 令和5年4月から令和5年9月まで（6か月）

○補助額 利用児童1人当たり1食60円

参考：各施設5月1日現在 在園児数

白帝保育園 104人・犬山さくら保育園 53人

【効果】

民間保育所事業者の経済的負担軽減を図ることができる。

【要求額の積算内容】

- ・民間保育所給食費軽減対策支援事業補助金 1, 526 千円
（25, 425食（4月～9月 総食数）×60円）

〈財源内訳〉

民間保育所給食費軽減対策支援事業費県補助金（補助率2/3）1, 017 千円

【その他】

本事業の詳細な制度設計、要綱等については、県において現在調整中ではあるが、事業の趣旨を踏まえ、速やかに対応するために必要な事業費を計上するもの。

県から詳細が示され次第、対象施設に対し制度案内後、手続きを行い、速やかに市より補助金を支出する予定。

◎ 水道事業会計補正予算（第 1 号）に計上した事業

都市整備部 水道課

《水道事業会計》

○ 上水道基本料金無料化事業

補正予算要求額	(水道事業収益)	1, 0 9 8 千円
	(水道事業費用)	1, 0 9 8 千円

【事業目的】

物価高騰に直面する生活者・事業者の負担軽減の支援策として、水道料金の基本料金を 7 月検針分から 8 か月間無料とする。

【事業内容】

犬山市の水道を使用する生活者・事業者が支払う水道料金の基本料金を 8 か月間無料とする。

・ 無料化期間	令和 5 年度 第 3 期～第 6 期分（8 か月間） 羽黒 楽田 城東 池野地区 …7 月下旬検針～1 月下旬検針まで 犬山 上野 木津 橋爪 五郎丸地区等 …8 月下旬検針～2 月下旬検針まで
・ 対象・金額	犬山市の水道を利用している世帯及び事業者 約 29, 000 件（ただし官公庁を除く） 124, 489 千円
・ 1 件あたり	家事用基本料金 8 か月間 4, 004 円 (1 期 1, 001 円× 4 期分) 業務用基本料金 8 か月間 5, 060 円 (1 期 1, 265 円× 4 期分)

【無料化手続き】

必要なし

【効果】

生活者・事業者の経済的負担を軽減することができる。

【概略スケジュール】

令和 5 年	6 月	水道料金システム等の改修など
	7 月	制度の周知
		基本料金無料化期間（8 か月間）の検針開始

(次ページに続く)

【要求額の積算内容】※水道事業会計

《収益》

・営業収益 給水収益	△ 1 2 4, 4 8 9 千円
・営業外収益 他会計補助金	1 2 5, 5 8 7 千円
合計	<u>1, 0 9 8 千円</u>

《費用》

・営業費用 総係費 委託料	1, 0 9 8 千円
合計	<u>1, 0 9 8 千円</u>

【積算根拠】

- ・営業収益 給水収益 … 基本料金無料化分を給水収益から減額
影響額（参考：令和4年度使用実績による推計）

	用途	減免件数	減免額（税込）
郡部3期	家事用	13, 836	14, 348, 312
	業務用	1, 152	1, 452, 532
犬山3期	家事用	12, 815	13, 892, 845
	業務用	1, 127	1, 421, 857
郡部4期	家事用	13, 859	14, 370, 056
	業務用	1, 041	1, 313, 697
犬山4期	家事用	12, 854	13, 946, 372
	業務用	1, 006	1, 269, 106
郡部5期	家事用	13, 860	14, 377, 313
	業務用	1, 048	1, 323, 503
犬山5期	家事用	12, 876	13, 969, 645
	業務用	1, 009	1, 272, 901
郡部6期	家事用	13, 868	14, 421, 869
	業務用	1, 046	1, 320, 340
犬山6期	家事用	12, 877	14, 000, 422
	業務用	1, 012	1, 273, 212
随時	休止清算分	932	514, 784

116, 218 件 124, 488, 766 円

≡ △ 1 2 4, 4 8 9 千円

（次ページに続く）

・営業外収益	他会計補助金 … 一般会計からの繰入 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用)	
	無料化分の補てん	1 2 4, 4 8 9 千円
	システム改修等費用の補てん	1, 0 9 8 千円
	合計	<u>1 2 5, 5 8 7 千円</u>
・営業費用	総係費 委託料	
	・水道料金システム等の改修 (水道料金システム、検針機器等の改修)	3 4 1 千円
	・お客様センターへの作業等委託 (案内文書投函、減免金額の集計、問合せ対応等)	7 5 7 千円
	合計	<u>1, 0 9 8 千円</u>

【その他】

- ・水道料金から基本料金を差し引いた金額を請求。
- ・基本水量（2 ヶ月 10 m³まで）を超過した水量にかかる料金は無料化されない。

◎ 一般会計補正予算（第5号）に計上した主な事業【一覧表順】

市民部 市民課

《一般会計》	
○ 楽田出張所移転（楽田出張所移転）	補正予算要求額 65,237千円
【補正理由】	
楽田出張所が楽田ふれあいセンター内に移転することで、不要となる建物を解体する。事前の調査で外壁にアスベスト含有吹付材が使用されていることが判明し、積算に時間を要したため解体工事請負費等を補正予算計上する。 楽田出張所案内看板改修工事請負費については、原材料及び人件費高騰により予算不足となる見込みであるため、補正予算計上する。	
【内容】	
楽田出張所を、アスベスト飛散防止対策を行った上で解体工事を行う。解体予定の楽田出張所の看板については、7月31日の移転オープン後に文字を塗りつぶし見えなくした上で、解体工事の際に撤去する。また、移転先である楽田ふれあいセンター前の看板を取り替え、施設名に楽田出張所を加えた看板とする。	
【効果】	
・楽田出張所を取り壊し更地とする。 ・看板を適切に設置することで、利用者をスムーズに案内する。	
【概略スケジュール】	
令和5年7月～8月	案内看板改修工事
令和5年8月～令和6年1月頃	解体工事
【要求額の積算内容】	
〔歳出〕 楽田出張所解体工事請負費 63,979千円 （内訳） 解体工事 35,772千円、アスベスト撤去工事 28,207千円 楽田出張所案内看板改修工事請負費 276千円 （内訳） 当初予算額1,235千円-見込額1,511千円＝不足額△276千円 楽田出張所解体工事監理委託料 982千円	
〔歳入〕 公共施設等管理基金繰入金 64,961千円	

《一般会計》

○ 若年がん患者在宅療養支援事業（保健衛生総務事務）

補正予算要求額 648千円

【補正理由】

若年のがん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援するための在宅サービス（訪問介護など）、福祉用具の貸与や購入に係る経済的負担の軽減を図るため実施するもの。

また、この支援事業は、愛知県が令和5年度より、若年がん患者在宅療養支援事業を行う市町村に対し、補助した額の2分の1（上限有）を補助する補助事業について令和5年4月1日より施行されるため、それに対応するもの。

【内容】

- ・0～39歳の末期がん患者が在宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護など）、福祉用具の貸与（手すり、スロープなど）や福祉用具の購入（腰掛便座、入浴補助用具など）の費用の9割（上限額5万4千円／月）を補助する。
- ・他の公的な制度において同等の助成または給付をすでに受けている経費については補助対象外。

補助対象経費	補助金の額
①在宅サービスにかかる利用料 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護（医療保険利用分除く）、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、その他必要と認められるもの：介護サービスに準ずる	補助対象経費①～③を 合計した額の9割 （上限額5万4千円／ 月）
②福祉用具の貸与にかかる費用 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）、自動排泄処理装置	
③福祉用具の購入にかかる費用 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分	

（次ページに続く）

【効果】

- ・介護保険を利用できない若年のがん患者が訪問介護などの在宅サービスや福祉用具を利用するための経済的負担の軽減ができる。

【その他】

- ・県内では、名古屋市では平成30年度より実施、清須市では令和3年度より実施している。近隣では、春日井市が令和5年4月より開始、小牧市は令和5年3月議会で予算が議決され要綱等が整い次第開始予定であり、江南市、扶桑町では、令和5年6月議会に補正予算を計上予定である。

【概略スケジュール】

令和5年 6月 補正予算成立後、市民への周知を開始
7月 補助金申請受付を開始
※令和5年4月1日利用分より対象
令和6年 3月 県補助金の申請

【要求額の積算内容】

○歳出

- ・若年がん患者在宅療養支援事業補助金 648千円
(内訳) 2人×6か月×54,000円=648,000円

○歳入

- ・若年がん患者在宅療養支援事業費県補助金 324千円
(内訳) 2人×6か月×54,000円×補助率1/2=324,000円

《一般会計》

○ 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成（母子健康診査）

補正予算要求額 300千円

【補正理由】

国において、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の補助制度が令和5年度に新設された。非課税世帯等の妊婦を対象として、妊娠判定のための診断料を助成するもので、経済的負担を軽減するとともに、妊婦の状況を把握し必要な支援につなげていくことを目的とした事業である。

この補助制度の国要綱案が示されたのが令和4年度末であったため、当初予算では計上できず、補正予算で計上し、実施するもの。

【内容】

（内容） 初回の産科受診料（＝妊娠判定のための診断料）を助成

（対象者） 住民税非課税世帯 又は 同等の所得水準※である妊婦

※当該年度に所得減少した世帯等

（助成額） 1件1万円を上限

（助成方法） 償還払い

【概略スケジュール】

令和5年6月 補正予算成立後、市民への周知を開始

7月 申請受付を開始

※令和5年4月1日受診分より対象

【要求額の積算内容】

〔歳出〕 非課税世帯初回産科受診扶助料 300千円

（内訳） 30件×10,000円＝300,000円

〔歳入〕 母子保健衛生費国庫補助金 150千円

（補助率2分の1）

《一般会計》

○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業(新型コロナウイルスワクチン接種事業)

補正予算要求額 102,174千円

【要求理由】

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和3年2月に補正予算として予算化し、その後、国からの事業方針の変更に合わせて必要となる予算の補正を行い、事業を執行してきた。昨年度は、令和4年5月に追加接種（4回目）に必要な経費を補正し、残額で令和4年秋開始接種（5回目）を実施し、令和5年度事業に関しては国から明確な方針が示されていないため、予算残額を令和5年度に繰越し、当面の事業継続のための予算を確保していた。

この度、令和5年3月に国から令和5年度接種事業の方針が示されたことから、改めて事業計画を見直し、繰越し予算残額では不足する事業執行に必要な額を補正する。

【国の令和5年度接種事業方針】

(法的位置づけ)

- ・ 特例臨時接種を1年間延長（～令和6年3月末）

(自己負担)

- ・ 無料

(追加接種)

- ・ 秋冬に1回→『令和5年(秋)開始接種』
- ・ 重症化リスクの高い者等は春夏に前倒して1回追加→『令和5年(春)開始接種』

(初回1,2回目接種)

- ・ 継続

(公的関与)

- ・ 接種勧奨、努力義務は、「65歳以上の高齢者」および、「5歳以上の基礎疾患を有する者」のみに適用

【概略スケジュール】

- ・ 8月末まで 『令和5年(春)開始接種』 継続
- ・ 9月より 『令和5年(秋)開始接種』 開始

(次ページに続く)

※接種体制の変更点

国から、令和5年度においては、全国で1日100万回を超えるような接種体制の整備を自治体をお願いすることはなく、通常定期接種への移行を見据え、個別医療機関を中心とする体制への移行を進めることが適当であるとの見解が示されていることから、集団接種会場を開設せず、コールセンターも徐々に縮小していくことを予定している。その他、補助金に上限額が設けられ接種体制の縮小を強く促されている。

(集団接種) 4月より開設を取りやめ

(個別接種) 28医療機関で実施(入院患者や訪問対応のみの医療機関も含む)

※期間内に想定接種者数を受け入れる接種能力は確保

(コールセンター) 9月以降に縮小を検討予定

【要求額の主な積算内容】 4款1項8目 新型コロナウイルスワクチン接種事業

●需用費 8,615千円

(消耗品、印刷製本費、医薬材料費等)

●役務費 6,180千円

(接種券郵送費、コールセンター電話代等)

●委託料 64,356千円

(予約受付業務、ワクチン小分け・配送業務、システム改修費等)

●使用料 3,133千円

(事務用品借上料、健康管理システム用機器借上料等)

●負担金、交付金 19,770千円

(コミュニティバス無料化費用(被接種者利用時)、個別接種支援事業交付金)

●補償金 120千円

(携帯電話解約違約金)

合計 102,174千円

【財源内訳】

○負担金・補助金 計99,164千円 (負担率・補助率は10/10)

・新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金 27,724千円

・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 71,440千円

○一般財源 計3,010千円

・コミュニティバス無料化事業費 10千円

・健康管理システム改修費(マイナンバー連携) 3,000千円

(次ページに続く)

【予算状況】

(令和5年度予算 内訳)

- ・ 令和4年度からの繰越額 179,035,979円 (繰越明許費)
- ・ 令和5年度6月補正額 102,174,000円
- 計281,209,979円

(事業費総額 内訳)

- ・ 令和2年度決算額 24,348,699円
- ・ 令和3年度決算額 672,581,954円
- ・ 令和4年度決算額 454,801,451円
- ・ 令和5年度決算見込み額 281,209,979円
- 計1,432,942,083円

《一般会計》

○ 小学校6年生・中学校3年生の給食費無料化事業

(私立学校等助成・小学校就学援助・中学校就学援助)

補正予算要求額 (歳入) △40,504千円

(歳出) △4,218千円

【補正理由】

新たな子育て支援策として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市内在住で給食の提供がある小中学校に通う小学校6年生と中学校3年生を対象に、令和5年9月から給食費を恒久的に無料とする。令和5年度中の期間としては、7か月間。

また、市外への通学者及び食物アレルギー等により給食が食べられず弁当等を持参する児童生徒は、給食費相当額を補助金として支給し同様の負担軽減を行う。

【内容】

・対象人数・事業費

小学校6年生	527名	18,707千円
中学校3年生	594名	21,746千円
計	1,121名	40,453千円

・一人当たり

小学校6年生	35,670円 (1食290円×123日分)
中学生3年生	36,720円 (1食340円×108日分)

【効果】

進学準備が必要となる小学校6年生、中学校3年生を対象とすることで、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ることができる。

【概略スケジュール】

- 7月 制度の周知
- 8月 市外児童生徒等の補助金申請
- 9月 給食費無料化実施

(次ページに続く)

【要求額の積算内容】

＜無料化事業の事業費＞

○歳入（減額補正）

小学校給食費	520名	△18,549千円
中学校給食費	588名	△21,592千円
計	1,108名	△40,141千円・・・①

○歳出（増額補正）

小学校給食費補助金	市外通学3名・アレルギー等4名	158千円
中学校給食費補助金	市外通学3名・アレルギー等3名	154千円
計	13名	312千円・・・②

＜無料化事業に伴う不要額整理＞

○歳入（減額補正）

小学校	特別支援教育就学奨励費国庫補助金	△206千円
中学校	特別支援教育就学奨励費国庫補助金	△157千円
計		△363千円・・・③

○歳出（減額補正）

小学校	要・準要保護児童援助費	45名	△1,605千円
小学校	特別支援教育就学奨励費	23名	△410千円
中学校	要・準要保護生徒援助費	60名	△2,203千円
中学校	特別支援教育就学奨励費	17名	△312千円
計		145名	△4,530千円・・・④

①+③（歳入補正額） △40,504千円

②+④（歳出補正額） △ 4,218千円

《一般会計》

○ 城下トンネル改修（道路施設等管理）

補正予算要求額 90,200千円

【補正理由】

令和4年9月5日に城下トンネル内の側壁部の岩盤が剥離し落下したため、現在も通行止め規制を継続している。当該箇所は、生活道路として多くの交通を担っているほか、犬山中学校の通学路に指定されていることから、1日も早い通行止め規制の解除が望まれており、早期にトンネルの改修を実施する必要がある。

【内容】

令和4年度に実施したトンネル周辺の岩盤調査結果に基づき、トンネル内部の改修（PCL工法）を行う。

※PCL工法：プレキャスト製コンクリートアーチを組立て、トンネルの補修、補強を行う工法

【効果】

令和5年度末までに恒久的なトンネル改修を行うことで、長期的な安全性の確保と通行止め規制の解除を行う。

【その他】

トンネル長寿命化修繕計画に基づく個別施設補助（国庫補助金）を活用する。

【概略スケジュール】

7月上旬 工事発注

8月中旬 受注者決定

9月中旬 工事着手

2月中旬 工事完了（目標）

【要求額の積算内容】

〔歳出〕 城下トンネル改修工事請負費 90,200千円

〔歳入〕 道路メンテナンス事業費国庫補助金 28,451千円

（内訳） 補助対象事業費 51,730,000円 × 補助率 55% = 28,451,000円

城下トンネル改修事業債 20,900千円

6 令和5年8月末までの主な行催事

名称等	木曽川うかい開き	時間	11:00	～	12:00
実施期間	6月1日 (木)				
場所	木曽川河畔一帯				
担当所属	観光課				
主催	犬山市・各務原市・犬山市観光協会・各務原市観光協会				
名称等	緑のカーテン講座	時間	10:00	～	11:30
実施期間	6月3日 (土)				
場所	犬山里山学センター				
担当所属	環境課				
主催	犬山市				
名称等	令和5年度犬山市スポーツ賞表彰式	時間	15:00	～	16:30
実施期間	6月3日 (土)				
場所	南部公民館				
担当所属	文化スポーツ課				
主催	犬山市				
名称等	市民総合大学 入学式 記念講演 「人生100年時代の生き方」 京都大学 ヒト行動進化研究センター長 教授 中村克樹	時間	13:30	～	15:30
実施期間	6月10日 (土)				
場所	犬山市文化会館				
担当所属	文化スポーツ課				
主催	犬山市教育委員会				
名称等	青塚古墳草刈りボランティア	時間	9:00	～	11:00
実施期間	6月10日 (土)				
場所	青塚古墳史跡公園				
担当所属	歴史まちづくり課				
主催	青塚古墳を見守る会				
名称等	野遊び③	時間	9:30	～	12:00
実施期間	6月11日 (日)				
場所	犬山里山学センター				
担当所属	環境課				
主催	NP0法人 犬山里山学研究所				
名称等	赤ちゃん絵本とわらべ唄で遊ぼう講座(第1回)	時間	10:30	～	12:00
実施期間	6月11日 (日)				
場所	犬山市立図書館				
担当所属	文化スポーツ課				
主催	犬山市教育委員会				

名称等	市民総合大学 環境学部 はげ山に森林が戻って水と土はどう変化したか 講師 東京大学大学院農学生命科学研究科 附属演習林 生態水文学研究所 講師 浅野友子		
実施期間	6月11日 (日)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	犬山市民交流センターフロイデ3階 301会議室		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	女性の園芸教室③		
実施期間	6月15日 (木)	時間	10:00 ~ 14:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NP0法人 犬山里山学研究所		
名称等	市民総合大学 一般教養学部 博物館講座「創建100年の帝国ホテルを巡る」 講師 博物館明治村 主任学芸員 中野裕子		
実施期間	6月17日 (土)	時間	10:30 ~ 12:00
場所	博物館明治村		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	仲良しボッチャ大会		
実施期間	6月17日 (土)	時間	9:30 ~ 12:00
場所	エナジーサポートアリーナ（犬山市体育館）		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市		
名称等	昆虫教室③		
実施期間	6月18日 (日)	時間	10:00 ~ 15:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	赤ちゃん絵本とわらべ唄で遊ぼう講座(第2回)		
実施期間	6月18日 (日)	時間	10:30 ~ 12:00
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	市民総合大学 一般教養学部 博物館講座「創建100年の帝国ホテルを巡る」 講師 博物館明治村 主任学芸員 中野裕子		
実施期間	6月21日 (水)	時間	10:30 ~ 12:00
場所	博物館明治村		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		

名称等	環境フェア		
実施期間	6月24日 (土)	時間	13:00 ~ 17:00
場所	犬山市役所		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	フードドライブ		
実施期間	6月24日 (土)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	犬山市役所本庁舎1階ロビー		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学 環境部 東京大学犬山研究林～現地講義～ 講師 東京大学大学院農学生命科学研究科 附属演習林 生態水文学研究所 技術主任 澤田晴雄		
実施期間	6月24日 (土)	時間	10:00 ~ 12:00
場所	東京大学犬山研究林		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	ニワ里カレッジ「入鹿切れを考える(仮)」		
実施期間	6月24日 (土)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	興禅寺(羽黒)		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	NP0法人 古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク		
名称等	市民総合大学 歴史文化学部 文化遺産学科「田中天神の森」「いぬやま」のはじまりと木之下城 講師 NP0法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク 理事長 赤塚次郎		
実施期間	7月1日 (土)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	犬山市民交流センターフロイデ2階 201、202会議室		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	昆虫教室④		
実施期間	7月2日 (日)	時間	10:00 ~ 15:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	犬山城の魅力と小牧・長久手の戦い		
実施期間	7月2日 (日)	時間	13:00 ~ 15:00
場所	市民文化会館大ホール		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		

名称等	ひよこちゃんおはなし会(毎月第1水曜日)		
実施期間	7月5日 (水)	時間	11:00 ~ 11:30
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	第39回犬山市もも品評会 ※日時は予定		
実施期間	7月8日 (土)	時間	10:00 ~ 15:00
場所	イオン扶桑店		
担当所属	産業課		
主催	犬山市果樹園芸組合連合会		
名称等	市民総合大学 一般教養学部 教養講座「チャレンジの先にある栄光」講師 プロアドベンチャーレーサー 田中陽希		
実施期間	7月8日 (土)	時間	13:30 ~ 15:30
場所	犬山市南部公民館 講堂		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	野遊び④		
実施期間	7月9日 (日)	時間	9:30 ~ 12:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NP0法人 犬山里山学研究所		
名称等	夏の交通安全県民運動		
実施期間	7月11日 (火) ~ 7月20日 (木)		
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	交通安全街頭大監視		
実施期間	7月14日 (金)	時間	7:30 ~ 8:00
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	市民総合大学 歴史文化学部 文化遺産学科「山姥物語」山姥の住まう本宮山とその周辺 講師 NP0法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク 副理事長 服部哲也		
実施期間	7月15日 (土)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	犬山市民交流センターフロイデ2階 201、202会議室		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		

名称等	夏休み工作教室(まが玉づくり)		
実施期間	7月16日 (日)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	楽田ふれあい図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	女性の園芸教室④		
実施期間	7月20日 (木)	時間	10:00 ~ 14:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NP0法人 犬山里山学研究所		
名称等	作って遊ぼう紙工作『親子で作るマジック用具』		
実施期間	7月21日 (金)	時間	10:30 ~ 11:45
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	夏休み親子議場見学会		
実施期間	7月22日 (土)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	犬山市役所6階議場		
担当所属	議事課		
主催	犬山市議会		
名称等	市民総合大学 グローカル学部 国際法から見たウクライナ問題 講師 名古屋経済大学大学院法学研究科 特別教授・副学長 富岡仁		
実施期間	7月22日 (土)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	名古屋経済大学 1号館4階 (14A講義室)		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	昆虫教室⑤		
実施期間	7月23日 (日)	時間	10:00 ~ 15:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学 歴史文化学部 文化遺産学科「天に昇った二匹の馬 語り継がれる「入鹿切れ」物語 講師 NP0法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク 主任研究員 望月友恵		
実施期間	7月29日 (土)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	犬山市民交流センターフロイデ2階 201、202会議室		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		

名称等	日本ライン夏まつりロングラン花火						
実施期間	8月1日	(火)	～	8月10日	(木)	時間	未定
場所	木曽川河畔一帯						
担当所属	観光課						
主催	日本ライン夏まつり実行委員会						
名称等	子ども司書養成講座(第1回～第3回)						
実施期間	8月1日	(火)	～	8月3日	(木)	時間	13:00 ～ 16:00
場所	犬山市立図書館						
担当所属	文化スポーツ課						
主催	犬山市教育委員会						
名称等	桃太郎あゆまつり						
実施期間	8月5日	(土)				時間	10:00 ～ 15:00
場所	桃太郎公園						
担当所属	観光課						
主催	栗栖桃太郎発展会						
名称等	朗読会「語り継ぐ平和への願い」						
実施期間	8月5日	(土)				時間	13:30 ～ 15:00
場所	犬山市立図書館						
担当所属	文化スポーツ課						
主催	犬山市教育委員会						
名称等	市民総合大学 公開講座「火星に住むつもりです」～二酸化炭素が地球を救う～					講師	化学者・発明家 村木風海
実施期間	8月5日	(土)				時間	13:30 ～ 15:30
場所	犬山市南部公民館 講堂						
担当所属	文化スポーツ課						
主催	犬山市教育委員会						
名称等	姉妹都市 小学生交流（宮崎県日南市・兵庫県丹波篠山市 受入）						
実施期間	8月9日	(水)	～	8月11日	(金)	時間	13:00 ～ 11:00
場所	犬山市内						
担当所属	地域協働課						
主催	犬山市						
名称等	姉妹都市 小学生交流（富山県立山町 派遣）						
実施期間	8月16日	(水)	～	8月18日	(金)	時間	12:30 ～ 13:00
場所	富山県 立山町						
担当所属	地域協働課						
主催	犬山市						

名称等	市民総合大学 一般教養学部 教養講座「生きる力」 講師 フリーアナウンサー 笠井信輔		
実施期間	8月19日 (土)	時間	13:30 ~ 15:30
場所	犬山市南部公民館 講堂		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	市民総合大学 スポーツ学部 身体の軸づくり、軸を意識した実践編 講師 シドニー、アテネオリンピック競泳代表 800m自由形現日本記録保持者 山田沙知子		
実施期間	8月19日 (土)	時間	18:00 ~ 19:30
場所	エナジーサポートアリーナ (犬山市体育館)		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	子ども俳句教室(秋の回)		
実施期間	8月20日 (日)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	野遊び⑤		
実施期間	8月27日 (日)	時間	9:30 ~ 12:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NP0法人 犬山里山学研究所		
名称等	市民総合大学 健康学部 健康のための鍵は希望志向 講師 ともこころのクリニック 院長 高木友徳		
実施期間	8月30日 (水)	時間	14:00 ~ 15:30
場所	犬山市南部公民館 講堂		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	第48回犬山市民芸能祭		
実施期間	9月24日 (日)	時間	9:55 ~ 16:30
場所	犬山市民文化会館 大ホール		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		